

# 公立幼稚園及び公立保育所の 再編等に関する基本方針

令和5年3月改定  
香芝市・香芝市教育委員会

## 目次

1. 計画の策定 .....	1
①計画策定の背景と趣旨	
②計画期間	
③改定内容	
2. 公立施設（幼稚園・認定こども園・保育所）の現状と課題 .....	2
①保育所の待機児童の増加・幼稚園入園希望者の減少	
②幼稚園保育サービスの拡充ニーズ	
③施設の老朽化	
3. 計画の実施によってめざす子ども・子育ての環境 .....	3
4. 就学前児童に関する区分及び定義 .....	4
①就学前の子どもの認定区分	
②施設の類型	
5. 就学前児童に関する施策の推移 .....	5
6. 公立幼稚園・認定こども園・保育所の在籍児童数の推移と今後の見込み ....	7
7. 今後の方向性 .....	10
①香芝東中学校区	
②香芝中学校区	
③香芝西中学校区	
④香芝北中学校区	
香芝市公共施設配置図 .....	17

## 1. 計画の策定

### ①計画策定の背景と趣旨

本市の公立幼稚園及び公立保育所は、核家族化の進行や共働き世帯が増加したことによる教育・保育へのニーズの多様化や、市内の人口分布の変化等による需給バランスの不均衡といった課題に直面しており、さらに施設の老朽化による大規模改修や建て替え等への対応も求められています。

本計画では、本市の就学前児童数の推移をはじめとして、保育を必要とする乳幼児数の動向、市内の人口分布などを勘案し、市内外の幼稚園、保育園、こども園等の民間施設の機能を最大限に生かすとともに相互に連携しながら、どのようにすれば必要とするすべての子どもたちや保護者に教育・保育を提供できるのかを考えます。

また本計画は、現在ある公立施設（幼稚園7カ所、保育所5カ所、認定こども園2カ所）が、子どもたちのセーフティネットとして機能するとともに、持続可能でさらに充実した運営ができるよう時代に沿って数や形態を変えながら再編する根拠となるものです。

策定を行なうにあたっては、平成27年3月に策定の「香芝市子ども・子育て支援事業計画」や平成29年3月に策定の「香芝市公共施設再編計画」を踏まえるものとします。

### ②計画期間

I期（令和元年～令和5年）・II期（令和6年～令和10年）・III期（令和11年以降）

### ③改定内容

令和5年度で計画期間I期目が終了するに際し、事業の進捗状況と現状の見直しをするために改定します。

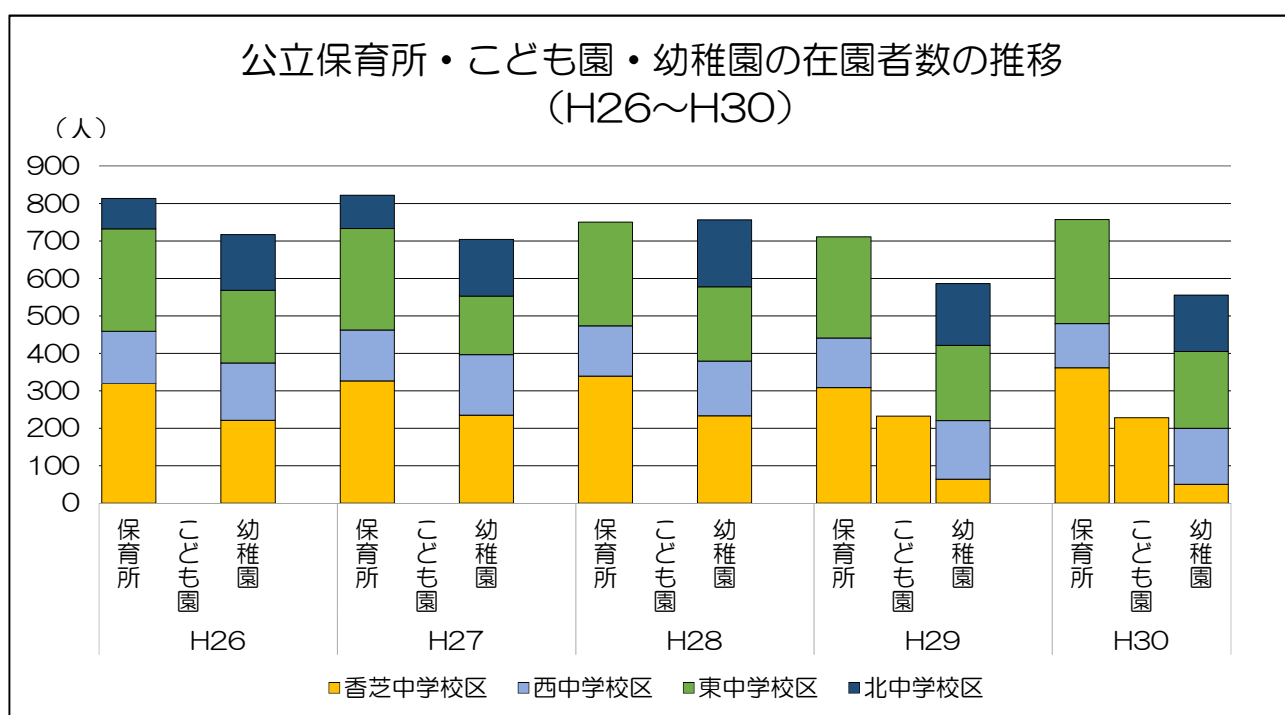
## 2. 公立施設（幼稚園・認定こども園・保育所）の現状と課題

### ①保育所の待機児童の増加・幼稚園入園希望者の減少

全国的に少子化は進行しているものの、共働き家庭の増加や家庭環境の多様化等により、家庭内保育が出来ない世帯は増加傾向にあり、本市の公立保育所においても、入所希望が市域全体で増えてきています。特に、低年齢から保育を希望する家庭の増加により、低年齢の待機児童が増えています。

一方、公立幼稚園においては、3年保育を実施している園では入園希望が多いのに対し、4歳児・5歳児の2年保育のみを行っている幼稚園に関しては、著しく入園希望者数が減少している幼稚園もあります。

こうした入園、入所希望者の動向等を見据えて、最も効果的・効率的な体制の整備を図る必要があります。



※1 各年5月1日現在

※2 五位堂分園は、平成28年5月1日~H29年3月31日まで。H29年4月1日からは鎌田幼稚園（こども園）に統合

※3 志都美保育所は、H28年4月1日から民営化

※4 下田幼稚園・鎌田幼稚園は、平成29年からこども園に移行。H26~H28は幼稚園に含む。

※5 平成27年4月1日、鎌田幼・関屋幼で3年保育開始。平成28年4月1日、真美ヶ丘東幼・旭ヶ丘幼でも3年保育開始。

### ②幼稚園保育サービスの拡充ニーズ

幼稚園入園希望は減少傾向である反面、幼稚園の3年保育の拡充や幼稚園で行っている預かり保育等の保育サービスのニーズは高いため、これらのニーズへの対応を検討する必要があります。

### ③施設の老朽化

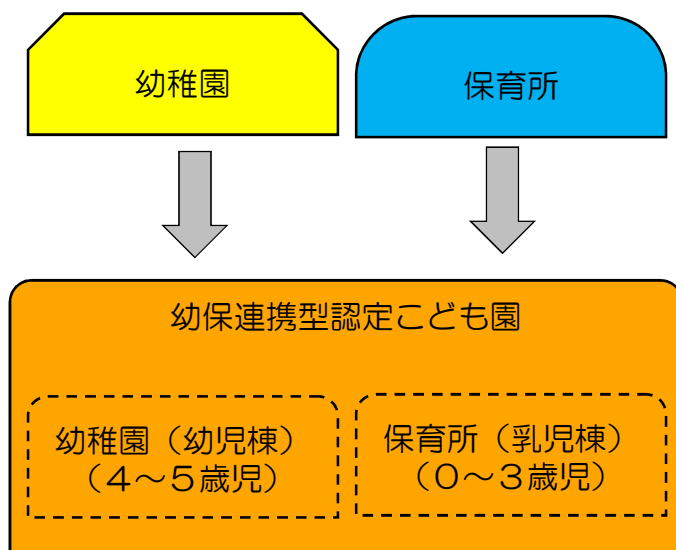
保育所・幼稚園等の施設に関しては、築30年を経過した建物が大半であり、老朽化が進んでいることから、施設整備を行う必要があります。

### 3. 計画の実施によってめざす子ども・子育ての環境

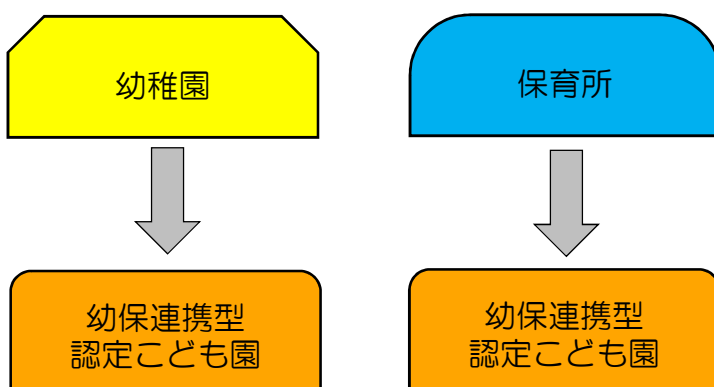
本市が抱える課題の解決及び多様化する市民ニーズにスピード感を持って対応を行なうことにより、すべての子どもたちに安心・安全な環境を将来にわたって持続可能なものとするため、小学校区を基本にこども園の設置を進めていきます。

- (1) 待機児童を解消
- (2) 子ども同士が育ちあい、学びあえる集団規模(1学年15名程度)で教育・保育を実施
- (3) 地域における子育て支援を充実
- (4) 0歳児から就学前までの子どもの発達過程を踏まえた教育・保育
- (5) 3歳からの教育・保育の環境整備
- (6) 障がいのある子どもの教育・保育
- (7) 地域のセーフティネットとしての役割

<イメージ図①>幼稚園と保育所で1園のこども園化



<イメージ図②>幼稚園・保育所単体でのこども園化







#### 4. 就学前児童に関する区分及び定義

##### ① 就学前の子どもの認定区分（子ども・子育て支援法第19条第1項関係）

区分	対象年齢	想定される世帯構成	利用できる認可施設等
1号認定 教育標準時間 (4時間)	3～5歳	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭等	認定こども園・幼稚園
2号認定 保育短時間 (8時間) 保育標準時間 (11時間)	3～5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所(園)
3号認定 保育短時間 (8時間) 保育標準時間 (11時間)	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所(園)・ 小規模保育事業所(地域型保 育事業)

※ 新制度に移行しない私立幼稚園や、事業所内保育所などの認可外施設を利用される場合、上記区分は適用されません。

##### ② 施設の類型

種類	内容																	
 幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。 (学校教育法第22条)																	
 保育所(園)	本計画書では認可保育所のみを言う。 保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設。(児童福祉法第39条)																	
 小規模保育事業所	原則として、保育を必要とする満3歳未満の乳児・幼児の保育を行うことを目的とする施設。 ただし、利用定員は、6人以上19人以下であるものに限る。(児童福祉法第6条の3第10項)																	
 認定こども園	幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っており、教育・保育を一体的に行う施設で、地域の実情に応じ、以下の4類型の中から選択して認定を受けることができる。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>法的性格</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼保連携型</td> <td>学校かつ 児童福祉施設</td> <td>幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型</td> <td>学校 (幼稚園+保育所機能)</td> <td>認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ</td> </tr> <tr> <td>保育所型</td> <td>児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)</td> <td>認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受入れなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ</td> </tr> <tr> <td>地方裁量型</td> <td>幼稚園機能+保育所機能</td> <td>幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ</td> </tr> </tbody> </table>	類型	法的性格	内容	幼保連携型	学校かつ 児童福祉施設	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園型	学校 (幼稚園+保育所機能)	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	保育所型	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受入れなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	地方裁量型	幼稚園機能+保育所機能	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ	(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	
類型	法的性格	内容																
幼保連携型	学校かつ 児童福祉施設	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ																
幼稚園型	学校 (幼稚園+保育所機能)	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ																
保育所型	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受入れなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ																
地方裁量型	幼稚園機能+保育所機能	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ																

## 5. 就学前児童に関する施策の推移

待機児童対策としては、平成 27 年度に公立保育所の増築等による定員拡充には時間を要することから、民間活力を利用した量の確保を優先し、その間、みつわ保育所の建替えや、公立幼稚園の余裕教室を利用した保育所分園の開設、小規模保育の3歳児以降の連携施設として公立幼稚園のこども園化を実施し、全体的な量の確保に努めてきました。

確保策	増加数	実施日	実施内容
関屋保育所 民営化	30名	平成 25 年 4 月 1 日	関屋保育所を民営化
志都美保育所 民営化	30名	平成 28 年 4 月 1 日	志都美保育所を民営化
分園設置	20名	平成 28 年 5 月 1 日	鎌田幼稚園に五位堂保育所の分園を 設置
民間幼稚園の 幼保連携型認 定こども園へ の移行	72名	平成 29 年 4 月 1 日	せいか幼稚園が幼稚園から幼保連 携型認定こども園へ
小規模保育事 業所開設	38名	平成 29 年 4 月 1 日	志都美せいかナーサリー アートチャイルドケア奈良真美ヶ 丘保育園
公立幼稚園の 幼保連携型こ ども園への移 行	30名	平成 29 年 4 月 1 日	鎌田幼稚園が幼稚園から幼保連携 型認定こども園へ (五位堂保育所分園の廃止)
公立幼稚園の 幼保連携型こ ども園への移 行	24名	平成 29 年 6 月 1 日	下田幼稚園が幼稚園から幼保連携 型認定こども園へ 平成 29 年 4 月 1 日に開園したア ートチャイルドケア奈良真美ヶ丘 保育園の3歳児以降の受入先(連 携園)としてこども園となる。
建替工事	80名 (定員増)	平成 30 年 4 月 1 日	みつわ保育所
小規模保育事 業所開設	19名	平成 30 年 4 月 1 日	アートチャイルドケア奈良香芝保 育園

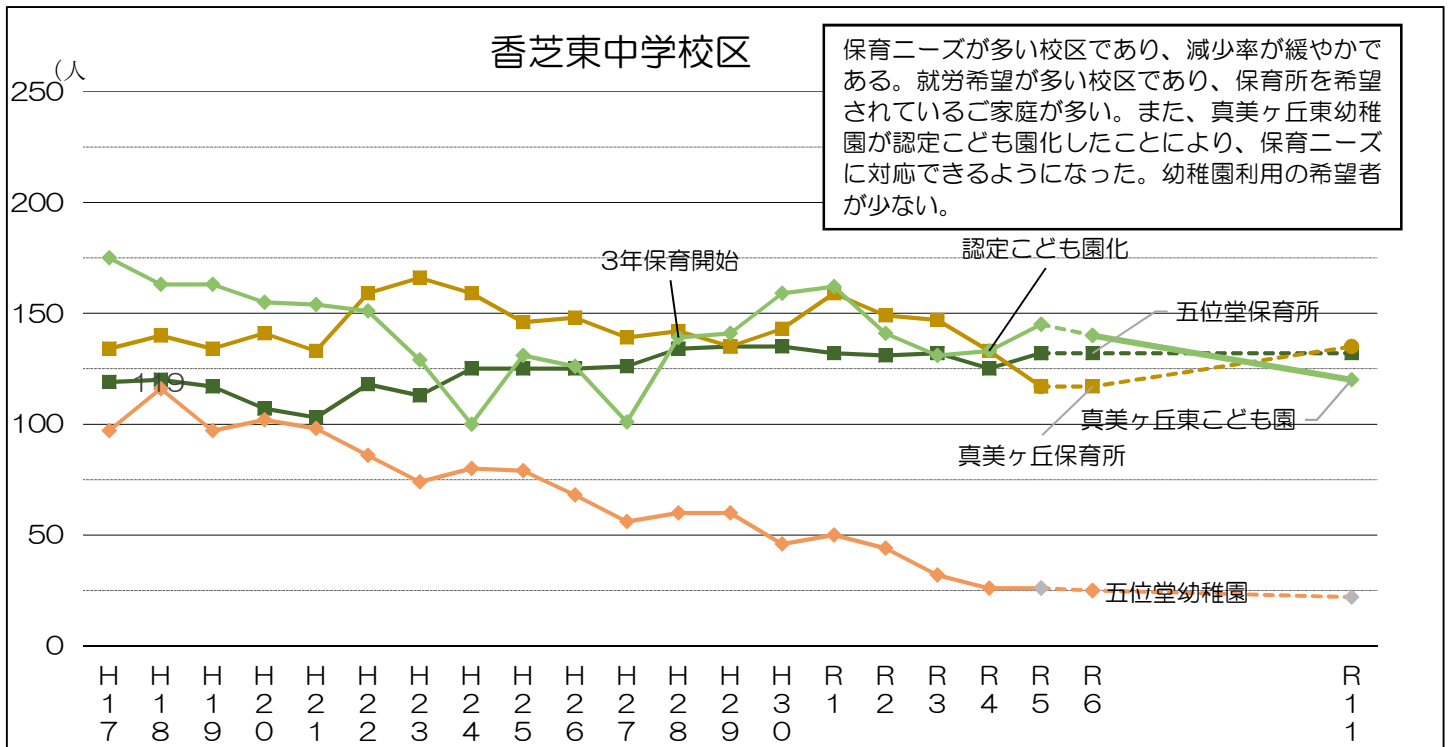
<進捗状況>

確保策	増加数	実施日	実施内容
増築工事	60名 (定員増)	平成30年4月1日	せいか幼稚園 0歳児から2歳児の受け入れ拡充
私立保育園開園	40名	平成31年4月1日	いろは保育園 企業主導型保育園から認可保育所へ
私立保育園の幼保連携型認定こども園開園	75名	平成31年4月1日	ふたかみの森せいか子ども園
民間保育園の幼保連携型認定こども園への移行	28名	平成31年4月1日	①せいか保育園が保育園から幼保連携型認定こども園へ ②旭ヶ丘せいか保育園が保育園から幼保連携型認定こども園へ ③関屋保育園が保育園から幼保連携型認定こども園へ ④志都美保育園が保育園から幼保連携型認定こども園へ
私立保育園定員変更	27名	令和3年4月1日	いろは保育園 0歳児から2歳児の受け入れ拡充
公立幼稚園の幼保連携型こども園への移行	45名	令和4年4月1日	真美ヶ丘東幼稚園が幼稚園から幼保連携型認定こども園へ 平成29年4月1日に開園したアートチャイルドケア奈良真美ヶ丘保育園の3歳児以降の受入先(連携園)としてこども園となる。
小規模保育事業所開設	19名	令和4年4月1日	アートチャイルドケア奈良鎌田保育園 鎌田こども園の敷地内に小規模保育園を開設し、3歳児以降の受け入れ先を鎌田こども園(連携園)とする。

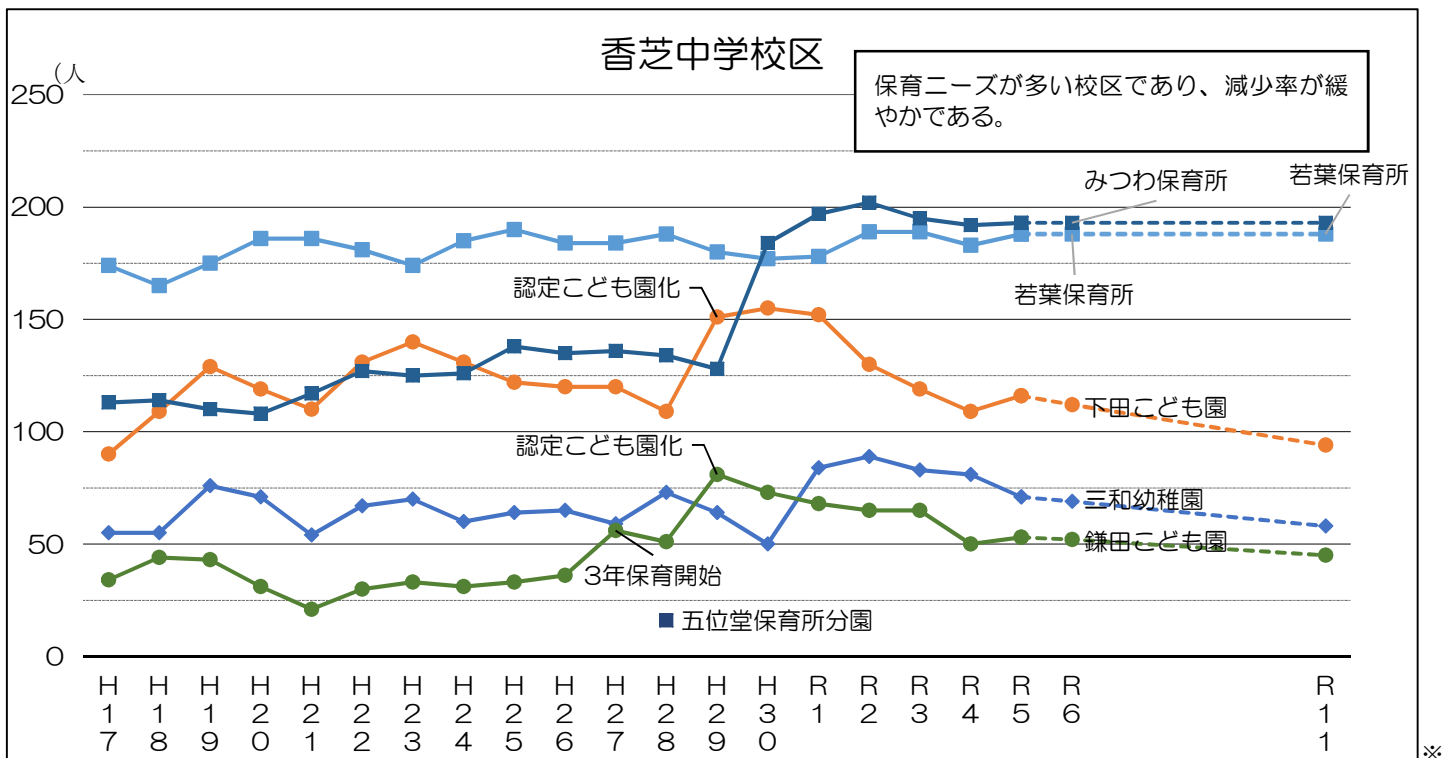
※増加数は、2号・3号認定の増員数のみ記載



## 6. 公立幼稚園・認定こども園・保育所の在籍児童数の推移と今後の見込み



※認定こども園真美ヶ丘東幼稚園は、真美ヶ丘東こども園と表記する。

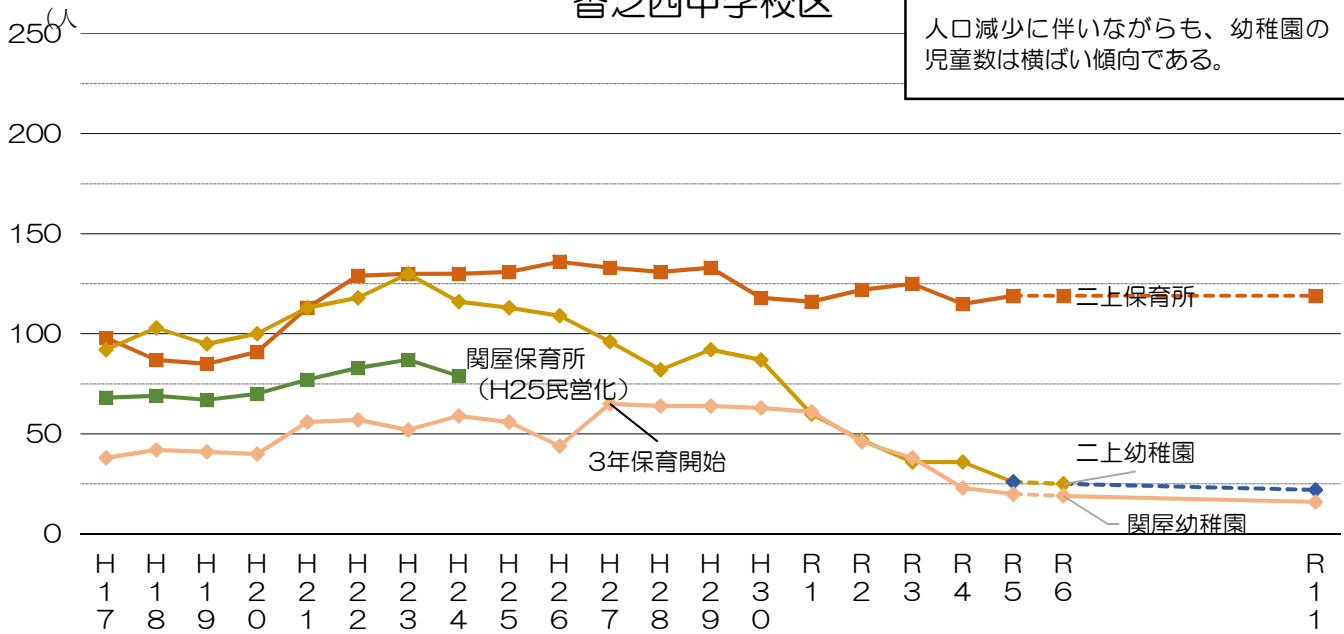


※認定こども園下田幼稚園は、下田こども園と表記する。

※認定こども園鎌田幼稚園は、鎌田こども園と表記する。

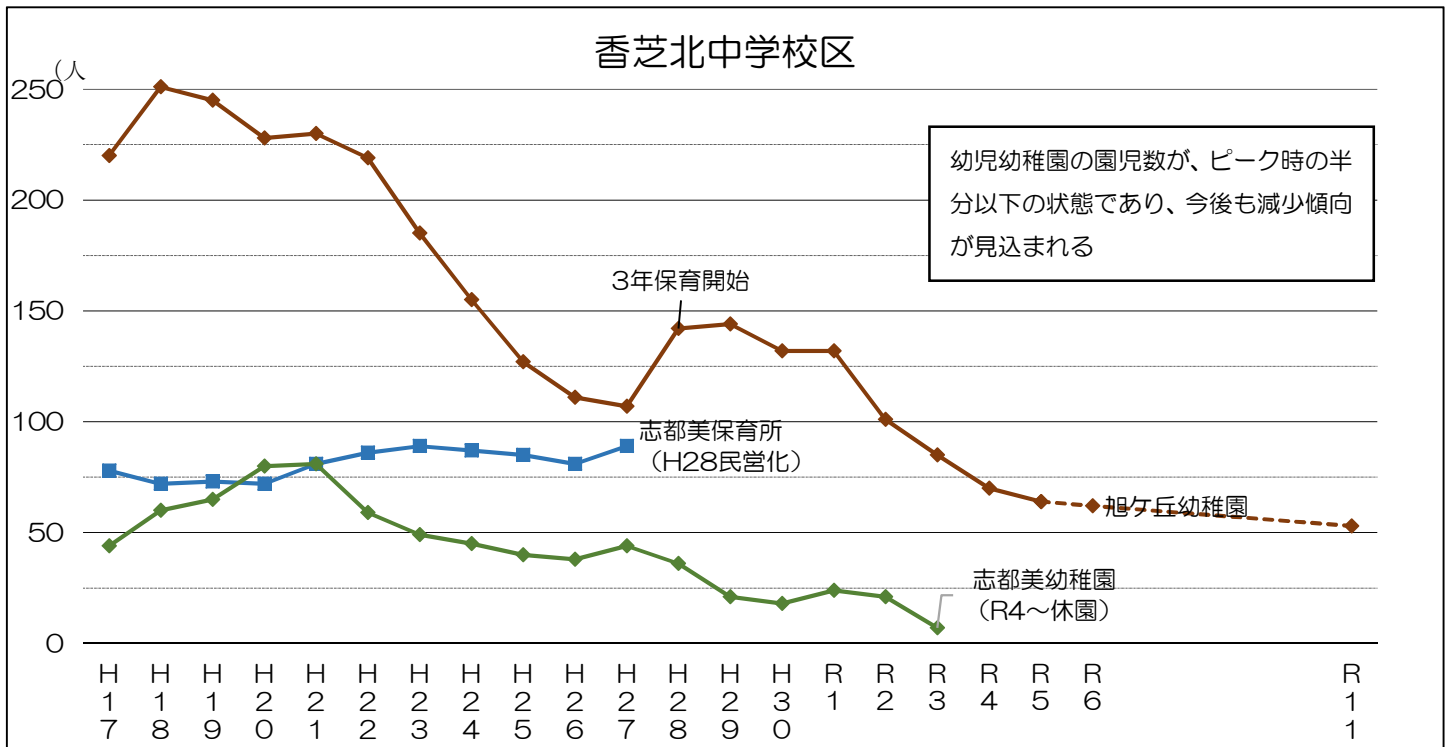
### 香芝西中学校校区

人口減少に伴いながらも、幼稚園の児童数は横ばい傾向である。



### 香芝北中学校校区

幼児幼稚園の園児数が、ピーク時の半分以下の状態であり、今後も減少傾向が見込まれる



#### 見込み数の算出方法

##### 【幼稚園・こども園】

- ① R5推計人口から校区内の対象児童数を算出。
- ② ①の推計値とR5年4月の児童数(推定値)から入園率を算出
- ③ ②で算出した入園率と R6・R11の対象児童数推計と掛け合わせて在籍児童数見込みを算出。

※ 三和幼稚園はH31 から3年保育を開始したため、①②でH31の数値を使用。

※ 真美ヶ丘東幼稚園の対象児童は真美ヶ丘東小学校と真美ヶ丘西小学校の合計値。

【保育所】

R5 でほぼ定員どおりに入所しているのので、今後も R5 と同程度の入所があると見込む。



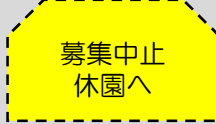



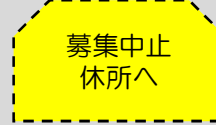


なお、真美ヶ丘保育所は R5・R6 は改築工事を予定しているため R5 の在籍児童数を見込み、R11 年は定員数を見込む。

7. 今後の方向性

課題を解決するために行う施策は、実施期間をⅠ期（令和元年～令和5年）、Ⅱ期（令和6年～令和10年）、Ⅲ期（令和11年以降）と標記するが、地域住民や保護者等に十分な説明を行い、理解を得られた地域から事業を進めてまいります。

（改定後）  
①<香芝東中学校区>

小学校区	施設名	幼稚園 3歳児保育	現状及び課題	方向性	現状及び課題→具体的施策
五位堂	五位堂幼稚園	未実施	幼稚園での3年保育が施設的な問題から出来ないため、受け入れ施設が必要。	休園	Ⅰ期～Ⅱ期：私立こども園誘致受け入れ拡充  五位堂小学校区は、3年保育の希望が多く、保育ニーズも高い地域であります。現在の幼稚園及び保育所だけでは、必要と思われる児童数を受け入れる事ができないため、受け入れを拡充するために私立こども園の誘致を行い、0歳から5歳児の教育・保育の拡充を行い、随時、五位堂幼稚園・五位堂保育所の受け入れを中止します。
	五位堂保育所		保育所を利用する保護者が多い地域でもあり、施設的な問題もあり、2歳児以降の新規入所が出来ない状態のため、受け入れ施設が必要。	休園	

現行（令和元年）	Ⅰ期（令和元年～令和5年）	Ⅱ期（令和6年～令和10年）	Ⅲ期（令和11年～）
			
			
			

(改定後)  
①<香芝東中学校区>



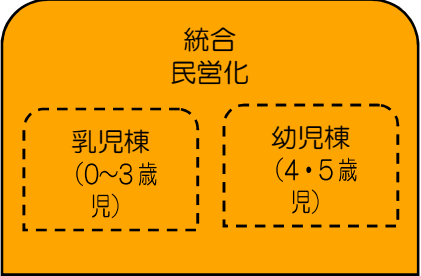



小学校区	施設名	幼稚園 3歳児保育	現状及び課題	方向性	現状及び課題→具体的施策
真美ヶ丘東 真美ヶ丘西	真美ヶ丘東 幼稚園	実施	幼稚園としての入園申込みは多い。 ただ、真美ヶ丘東小学校区として検討した結果、現在、真美ヶ丘保育所の希望者が多いことから、保育ニーズの利用者も増えている。	こども園化 (私立小規模保育所と連携施設)  →民間活力導入	I期：幼稚園のこども園化  真美ヶ丘東幼稚園がこども園へ移行（R4.4.1）アートチャイルドケア奈良真美ヶ丘保育園連携施設。  II期：私立こども園の誘致  真美ヶ丘東小学校区に私立こども園の誘致を行い、真美ヶ丘東こども園と併せて、民間活力の導入を進める。または、小規模保育所の連携施設の状況のまま、地域住民の理解と保護者等の理解を得られた場合、民間活力の導入を進めます。 民間活力の導入により、保育サービスの向上に努めます。
	真美ヶ丘 保育所		保育所を利用する保護者が多い地域でもあり、施設的な問題もあり、1歳児の新規入所が難しい。	保育所そのまま存続	真美ヶ丘保育所として存続します。

※現在、真美ヶ丘保育所用地は、UR都市機構と無償契約を行なっているが、大規模修繕や民営化の様に現在と状況が変更となる場合は、新たに契約が必要となり、用地が有償となる。  
※連携施設とは、小規模保育所(0歳児から2歳児)に在園している児童を卒園後に優先的に受け入れる施設のこと

現行（令和元年）	I期（令和元年～令和5年）	II期（令和6年～令和10年）	III期（令和11年～）
真美ヶ丘東 幼稚園	真美ヶ丘東 こども園	真美ヶ丘東 こども園	私立 こども園
		私立 こども園 (誘致)	
真美ヶ丘 保育所	真美ヶ丘 保育所	真美ヶ丘 保育所	真美ヶ丘 保育所

(改定後)  
②<香芝中学校区>

小学校区	施設名	幼稚園 3歳児保育	現状及び課題	方向性	現状及び課題→具体的施策
下田	下田こども園	実施	こども園として利用	存続→ 民間活力の導入	I期：下田こども園施設改修 下田こども園トイレ・手洗い改修完了(R3.9.30)
	若葉保育所		保育所として利用	こども園化→ 民間活力の導入	I期：若葉保育所こども園化準備 若葉保育所こども園化の準備を進めます。 II期：若葉保育所をこども園化 下田こども園と若葉保育所(こども園)を一体としてのこども園化を進めます。 地域住民の理解と保護者等の理解を得られた場合、民間活力の導入を進めます。 民間活力の導入により、保育サービスの向上に努めます。

現行(令和元年)	I期(令和元年～令和5年)	II期(令和6年～令和10年)～III期(令和11年～)	
			
			












(改定後)  
②<香芝中学校区>

小学校区	施設名	幼稚園 3歳児保育	現状及び課題	方向性	現状及び課題→具体的施策
三和 鎌田	三和幼稚園	実施	平成31年度より、3年保育の実施を行い一時的に児童数の拡充は見込まれるが、長期的には児童数の減少が考えられる。	休園	I期：小規模保育所を公募 アートチャイルドケア奈良鎌田保育園開園 (R4.4.1) 鎌田こども園連携施設
	みつわ保育所		鎌田小学校区・五位堂小学校区で保育所等を希望している保護者が、みつわ保育所を希望し、入所が難しいため、受け入れ先が必要。	こども園化	II期：みつわ保育所こども園化 みつわ保育所をこども園(0歳児から5歳児)へ移行を行いません。 三和幼稚園の児童を、みつわ保育所(こども園)と鎌田こども園に利用の分散化を進めます。
	鎌田こども園	実施	鎌田小学校区には、0歳児から受け入れを行なう施設がないため、1歳児・2歳児の兄弟姉妹での入園希望する場合、みつわ保育所等を希望される事が多い。 自園調理を行う設備がないため、施設改修が必要。	存続 私立小規模保育所の連携施設化	III期：三和幼稚園園児募集を中止 三和幼稚園の児童が、みつわ保育所(こども園)と鎌田こども園に分散後、三和幼稚園の児童受け入れを中止します。 ※五位堂小学校区の誘致により、受け入れ枠の拡充を行い、みつわ保育所の児童数の緩和も必要となります。

現行(令和元年)	I期(令和元年～令和5年)	II期(令和6年～令和10年)	III期(令和11年～)
三和幼稚園	三和幼稚園	三和幼稚園	募集中止 休園へ
みつわ保育所	みつわ保育所	こども園化	みつわこども園 (仮称)
鎌田こども園	鎌田こども園	鎌田こども園	鎌田こども園
	小規模保育	小規模保育	小規模保育

(改定後)  
③<香芝西中学校区>

小学校区	施設名	幼稚園 3歳児保育	現状及び課題	方向性	具体的施策
二上	二上幼稚園	未実施	二上幼稚園に3年保育を行う教室がない。また、二上保育所においてもこども園に移行し、幼稚園部分の3歳児を受け入れる施設がない為、受け入れ施設が必要。	休園	I期～II期：私立こども園の誘致  二上小学校区に開園された新設の私立こども園の受け入れ状況、幼稚園及び保育所の入所状況を確認の上、誘致を行い新設の私立こども園の創設を進めます。  III期：二上幼稚園・二上保育所児童募集を中止  私立こども園誘致後、随時、児童の受け入れ中止を行います。
	二上保育所			休園	

現行（令和元年）	I期（令和元年～令和5年）	II期（令和6年～令和10年）	III期（令和11年～）
			
			
			



(改定後)  
③<香芝西中学校区>

小学校区	施設名	幼稚園 3歳児保育	現状及び課題	方向性	具体的施策
関屋	関屋幼稚園	実施	今後、園児数の拡充が見込めないため、検討が必要。	休園	I期：関屋幼稚園児童募集を中止 近隣の私立認定こども園等の連携により、関屋幼稚園の児童数の減少が進めば、児童の受け入れを中止します。

現行（令和元年）	I期（令和元年～令和5年）	II期（令和6年～令和10年）	III期（令和11年～）
関屋 幼稚園	募集中止 休園へ	休園	休園

④<香芝北中学校区>

小学校区	施設名	幼稚園 3歳児保育	現状及び課題	方向性	具体的施策
志都美	志都美幼稚園	未実施	入園児童数の減少。3年保育を行ったとしても園児数の拡充が見込めないため、空き教室の有効活用又は休園が必要。	休園	I期：志都美幼稚園児童募集を中止 志都美幼稚園休園（R4.3.31）

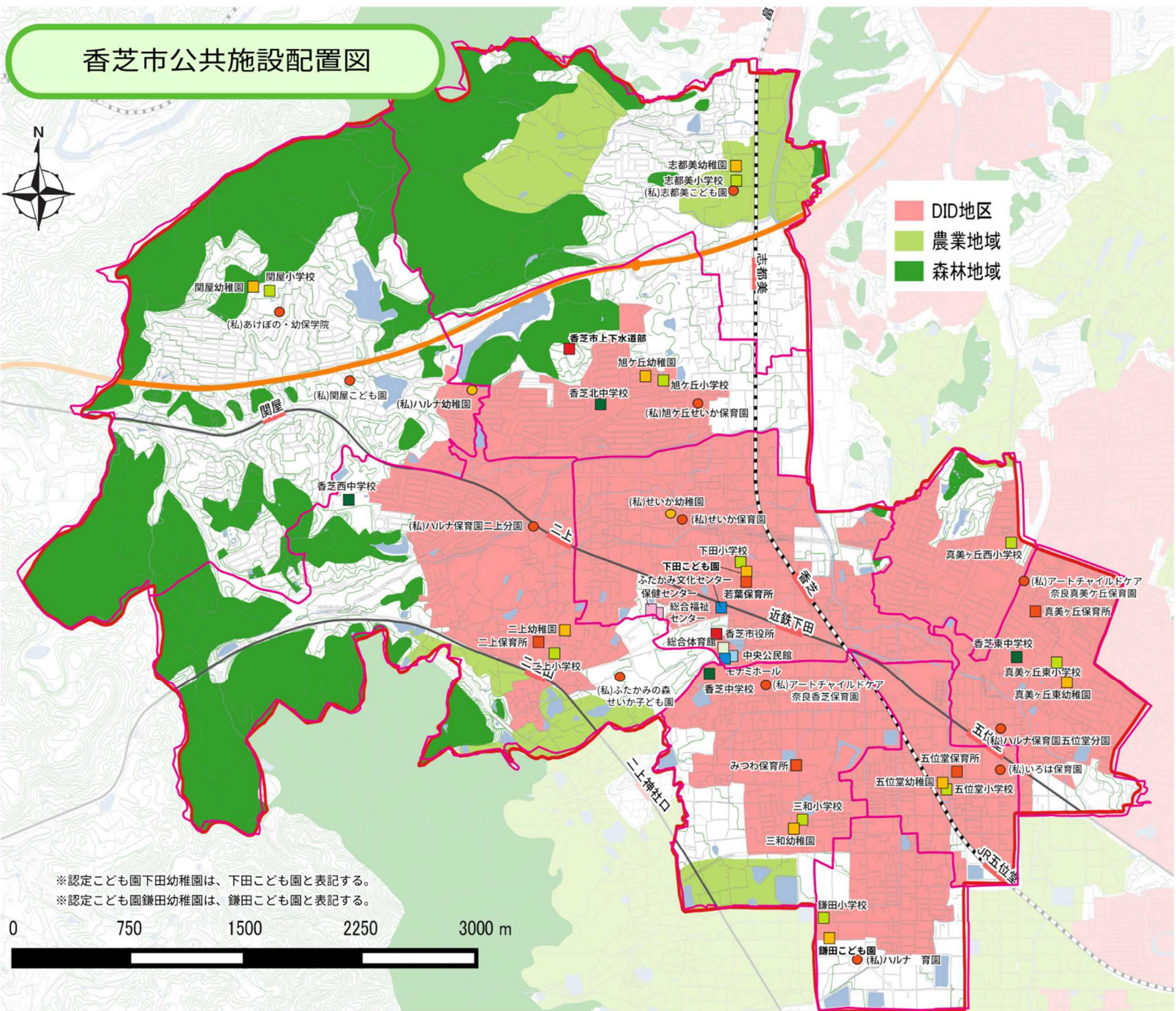
現行（令和元年）	I期（令和元年～令和5年）	II期（令和6年～令和10年）	III期（令和11年～）
志都美幼稚園	募集中止 休園へ	休園	休園

④<香芝北中学校区>

小学校区	施設名	幼稚園 3歳児保育	現状及び課題	方向性	具体的施策
旭ヶ丘	旭ヶ丘幼稚園	実施	児童数申込みも多い。	旭ヶ丘小学校の余裕教室を利用し、複合施設化	III期：複合施設化 現在は児童数も多いが、今後は減少する可能性があるため、旭ヶ丘小学校の余裕教室を利用して、旭ヶ丘幼稚園の運営を進めます。

現行（令和元年）	I期（令和元年～令和5年）	II期（令和6年～令和10年）	III期（令和11年～）
旭ヶ丘幼稚園	旭ヶ丘幼稚園	旭ヶ丘幼稚園	旭ヶ丘小学校内の 余裕教室へ移転

# 香芝市公共施設配置図



- DID地区
- 農業地域
- 森林地域

※認定こども園下田幼稚園は、下田こども園と表記する。  
 ※認定こども園鎌田幼稚園は、鎌田こども園と表記する。

